

## 室浜地区漁業集落排水処理施設の利用料金

下記により算出した金額に消費税等の額(10円未満切り捨て)を加えた額が請求額になります。

### 1. 水道水だけを利用した場合

使用量の区分		使用料金(税別)	
排出汚水量 (=水道使用量)	0～10 m <sup>3</sup>	基本料金	1,500円
	11～20 m <sup>3</sup>	超過使用料単価 (1m <sup>3</sup> あたり)	150円
	21～30 m <sup>3</sup>		160円
	31～40 m <sup>3</sup>		170円
	41～50 m <sup>3</sup>		180円
	51 m <sup>3</sup> 以上		190円

### 2. 水道水以外の水(井戸水・沢水等)だけを利用した場合

#### a. 使用量が確知できない場合(メーターが無い場合)

基本料金1500円に、世帯人員から1名を差し引いた人数×600円を加算した額

#### b. 使用量が確知できる場合(メーターがある場合)

～上記1と同様の算出方法をとります

H19年8月現在、すべての水道水以外の利用においてメータはついておりません。

### 3. 水道水と、それ以外の水を併用した場合

#### a. 水道水以外の使用量が確知できない場合

水道水使用量による算定金額に、世帯人員から1名を差し引いた人数×600円を加算した額

#### b. 水道水以外の使用量が確知できる場合

水道水使用量による算定金額と、水道水以外の使用量による算定金額を加算した額

算定例 ～ 水道水と井戸水を併用している3人の世帯で、水道使用量が1か月分28m<sup>3</sup>の場合

1. 水道使用量による分(税別)				
	区 分	量	単価	金額
	基本使用料分 (0～10m <sup>3</sup> )	10m <sup>3</sup>	-	1,500円
	超過使用料 (11～20m <sup>3</sup> )	10m <sup>3</sup>	150円	1,500円
	超過使用料 (21～30m <sup>3</sup> )	8m <sup>3</sup>	160円	1,280円
	合計金額 (税別)			4,280円
2. 井戸水使用による分(税別)				
	基本額(併用の場合は算入しない)			0円
	世帯人数による分	3-1=2人	600円	1,200円
	合計金額 (税別)			1,200円
3. 水道分と井戸水分の合計による下水道使用料				
	合計金額 (税別)			5,480円
	消費税額及び地方消費税額			270円
	合計金額 (税込み)			5,750円

詳しくは、釜石市役所経済部水産課 (0193-22-2111 内線311)へお尋ねください